



島根県報

平成20年 7 月29日 (火)
第 2,004 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
保安林予定森林	(森林整備課) 1
解除予定保安林(2件)	(") 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用開始	(") 3
公 告	
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課) 4
正 誤	
平成20年 3 月28日付け島根県報号外第54号中	(人事委員会) 5

告 示

島根県告示第642号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年 7 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町築瀬744
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第643号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年 7 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字川本2294 - 25
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第644号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成20年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原768 - 1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
邑智郡川本町大字三原768 - 1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第645号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	432号	松江市古志原4丁目500番1地先から同市古志原1丁目501番 ³⁴ 地先まで	前	メートル 9.00～ 10.00	メートル 225.00	道路改良工事 拡幅
			後	12.00～ 68.00	225.00	

県 道	御津東生馬線	松江市東生馬町70番2地先から同町508番10地先まで	前 A	4.00 ~ 7.00	215.00	松江県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
			後 B	14.00 ~ 35.00	206.00		
			後 B	14.00 ~ 35.00	206.00		
"	"	松江市鹿島町南講武158番1地先から同162番1地先まで	前	12.00 ~ 15.00	77.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	12.00 ~ 30.00	77.00		
"	"	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	前	5.20	55.00	松江県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	8.00 ~ 8.60	55.00		
"	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野ホ890番1地先から同ホ875番1地先まで	前	6.40 ~ 10.60	140.00	浜田県土整備事務所	市道取付 拡幅
			後	6.40 ~ 13.00	140.00		
"	浜田作木線	浜田市旭町和田491番8地先から同152番7地先まで	前	12.00 ~ 55.00	860.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	13.00 ~ 65.00	860.00		

島根県告示第646号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市古志原 4 丁目500番1地先から同市古志原 1 丁目501番34地先	メートル 225.00	平成20年 7 月 29 日	松江県土整備事務所	
県 道	御津東生馬線	松江市鹿島町名分1436番4地先から同436番7地先まで	290.00	平成20年 7 月 29 日		
"	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野ホ890番1地先から同ホ875番1地先まで	140.00	平成20年 7 月 29 日	浜田県土整備事務所	

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成20年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号及び第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月20日から12月19日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号及び第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月1日から11月14日まで	特定計量器の所在の場所	松江市、大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
松江市	9月1日	10時から15時30分まで	松江市役所
	9月2日	10時から15時まで	
	9月3日	10時から15時30分まで	
	9月4日	9時30分から15時30分まで	
	9月5日	10時から12時まで	
	9月8日	10時から15時30分まで	
	9月9日	10時30分から15時まで	
	9月10日	10時30分から15時30分まで	
	9月11日	10時から15時30分まで	
	9月24日	10時から14時まで	
	9月25日	10時から15時30分まで	
	9月29日から10月3日まで	10時から15時30分まで	
	10月6日から10日まで	10時から15時30分まで	
	10月14日から17日まで	10時から15時30分まで	
美郷町	9月16日	11時から16時まで	美郷町役場
	9月17日	10時から16時まで	

	9 月18日	10時から10時30分まで	
川本町	9 月18日	13時30分から15時30分まで	川本町役場
	9 月19日	10時から12時まで	
大田市	10月28日	10時から16時まで	大田市役所
	10月29日	10時から15時30分まで	
	10月30日	10時から15時まで	
	10月31日	9 時30分から14時30分まで	
	11月10日	10時30分から15時30分まで	
	11月11日及び12日	10時から15時30分まで	
	11月13日	9 時30分から16時まで	
	11月14日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

正 誤

平成20年 3 月28日付け島根県報号外第54号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から11行目	第 7 条	第 9 条

